

令和5年度 駒ヶ根市物品購入等 競争入札参加資格者の指名停止措置一覧

No	商号又は名称	指名停止期間	指名停止要領 措置基準	指名停止の理由(概要)	
1	アルフレッサ株式会社	令和 5年 5月23日から 令和 5年 7月22日まで	2か月	別表第2第5号 (独占禁止法違反)	対象会社は九州エリアにある独立行政法人国立病院機構の病院が発注する特定医薬品の入札において、独占禁止法に違反する行為があったため、令和5年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けた。 このことは、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められるため。
2	株式会社水機テクノス	令和 5年 5月30日から 令和 5年 6月29日まで	1か月	別表第2第9号 (不正又は不誠実)	対象会社は、令和5年2月10日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたなど、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分(営業停止等)を受けた。 このことは、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるため。
3	水道機工株式会社	令和 5年 5月30日から 令和 5年 6月29日まで	1か月	別表第2第9号 (不正又は不誠実)	対象会社は、令和5年2月10日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたなど、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分(営業停止等)を受けた。 このことは、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるため。
4	新日本警備保障株式会社	令和 5年12月11日から 令和 6年 1月10日まで	1か月	別表第2第10号 (不正又は不誠実)	対象会社は、令和5年6月17日に当時の代表取締役が賭博をしたとして現行犯逮捕され、賭博罪の容疑で略式起訴された後、罰金10万円の刑が確定した。 このことは、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるため。
5	ランドブレイン株式会社	令和 5年12月22日から 令和 6年 4月21日まで	4か月	別表第2第7号 (競売入札妨害又は談合)	対象会社は、宮崎県串間市が発注した市消防庁舎新築工事設計業務の入札に関し公正な入札を妨害したとして、令和5年11月16日、使用人が官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。 このことは、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められるため。